

船舶事故調査報告書

平成24年12月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年5月19日（土） 14時10分ごろ
発生場所	北海道余市町尻場岬南西方300m付近の岩場 余市町所在の余市港船だまり北防波堤灯台から真方位338° 1.0海里付近 （概位 北緯43° 13.6′ 東経140° 46.2′）
事故調査の経過	平成24年7月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 第十八栄海丸、1.41トン 200-38487、個人所有 6.77m (Lr) × 1.51m × 0.63m、FRP ガソリン機関（船外機）、44.1kW、昭和51年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成21年3月5日 免許証交付日 平成21年3月5日 （平成26年3月4日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	船底に破口を伴う損傷、船外機の濡損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、尻場岬西方沖において揚錨作業中、船長が、錨が根掛かりして揚がらないため、アンカーロープ（錨索）を切断し、船外機を始動しようとした際、機関が始動しなかったため、原因を調査していたところ、平成24年5月19日14時10分ごろ風浪に圧流されて尻場岬南西方付近の岩場に乗り揚げた。</p> <p>本船は、錨索切断後の船外機始動時、セルモーターは通常どおりに作動したが、船外機が始動しなかった。</p> <p>船長は、同乗者と共に本船から岩場に降り、手で押して本船を離礁させようと試みたが、風浪が強く、押し戻されたので、諦めて携帯電話により友人へ救助を依頼した。</p> <p>船長は、船外に降りて本船を押したとき、岩と船底の間に左足首を</p>

	<p>挟まれた。</p> <p>本船は、船長及び同乗者が16時58分ごろに来援した僚船へ移乗したのち、僚船によりえい航され、18時00分ごろ余市港に着岸した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：風浪 波高 約0.5m、うねり 北西 高さ約1.0m</p>
その他の事項	<p>本船は、本事故後の整備時、船外機に特段の不良箇所は発見されなかった。</p> <p>船長は、充電したバッテリー2個を平成24年4月ごろに本船に備え付け、そのうちの1個に配線を接続し、他の1個を予備とした。</p> <p>本船は、本事故前の出航時、セルモーターを3～4回運転し、船外機が始動できた。</p> <p>船長は、本船に揚錨機が装備されていないことから、錨索を手で引き揚げた。</p> <p>燃料タンクは、船長が、2缶（20ℓ用）を持ち込み、出航時にいずれも8割程度の燃料が入っていた。</p> <p>本船は、出航後、最初の釣りポイントまで約30分間、その後、次の釣りポイントまで約10分間航走したので、1缶目の燃料タンクの燃料が、少し残っていた。</p> <p>本船は、本事故当時、北西からの風浪による船体動揺があった。</p> <p>本船は、錨を2個持っていたが、最初の釣りポイントである尻場岬北方沖において、次のポイントに移動するために揚錨中、根掛かりして錨1個を海底に落とした。</p> <p>本船は、平成23年9月ごろに定期検査を受けて以来、初めての出航であった。</p> <p>船長は、本事故後、病院で左足首の診察を受けたところ、腓骨骨折と診断された。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、尻場岬西方沖において揚錨作業中、錨が海底に引っ掛かって揚げられなかったため、船長が錨索を切った後に船外機を始動しようとしたが、機関が始動しなかったことから、操船不能となり、風浪に圧流されて尻場岬南西方の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船外機は、長期間の保管によりキャブレターが作動不良になったこと、及び接続していた燃料タンクの燃料が少量となったことにより、キャブレターが空気又は水を吸ったことから、始動しなかった可能性があると考えられるが、船外機が水没状態になったことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、尻場岬西方沖において揚錨作業中、錨が海底に引っ掛かって揚げられなかったため、船長が錨索を切った後に船外機を始動しようとしたが、機関が始動しなかったため、操船不能となり、風浪に圧流されて尻場岬南西方の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船外機は、長期保管後の使用時には十分な点検及び整備を行うこと。 ・ 燃料タンクは、早めに燃料を補給し、また、燃料フィルターは、定期的にドレン抜きを行うこと。 ・ 小型船舶であっても、錨を揚げる前、主機関を始動して操船可能な状態にしておくこと。 ・ プレジャーボートなどの小型船舶が岩場等に乗り揚げた場合には、自ら押して離礁しようせず、早めに救助を依頼し、乗船者は、可能な場合には陸上の安全な場所へ避難すること。